

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	にかほ市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=2036">http://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=2036</a>

執行機関名    にかほ市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付に関する事務であって主務省令で定めるもの	にかほ市福祉医療費支給要綱(平成17年にかほ市告示第34号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児等)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年にかほ市条例第23号)別表第1第2項、にかほ市福祉医療費支給要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条、第3条	にかほ市福祉医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は子ども・子育て支援法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 第三条 この法律において「児童」とは十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本に住所を有しないものをいう。	第1条 この告示は、にかほ市に居住地を有する乳幼児等、中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		にかほ市福祉医療費支給要綱